

## 平成30年度 第3回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所		平成30年11月30日(金) 金沢市役所 第3委員会室	
委員 (委員数5名) (出席数5名)		委員長 坂井 美紀夫(弁護士) 委員 米田 満(公認会計士) 委員 松本 樹典(金沢大学教授) 委員 本間 学(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授)	
次第		1 開会 2 審議案件 (1) 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等について ア 平成30年4月1日から平成30年10月31日までに係る本市発注工事及び工事関連委託業務の結果について イ 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について (2) 工事成績評点の入札参加資格要件での活用について (3) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について (平成30年7月1日から平成30年9月30日) 3 閉会	
抽出案件		5件	
工事	制約付き一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石引1丁目地内ガス管及び配水管改良工事(その1)並びに下水道取付管改築更生工事(16工区)及び(16-1工区)</li> <li>・ 金沢市立森山町小学校校舎改築工事(建築工事その2)</li> </ul>
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳴和町(1)地内ガス管布設工事</li> </ul>
委託	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金沢美術工芸大学建設工事基本設計業務委託</li> </ul>
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光が丘住宅63棟リニューアル工事(建築工事)実施設計業務委託</li> </ul>
審議内容		別紙のとおり	
委員会による報告又は意見の具申		平成30年度第2四半期の発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。	

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
 金沢市総務局監理課 工事契約係  
 電話:076-220-2101

別紙  
総括

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。  
工事及び委託業務の業者選考等が適正に行われていることを確認した。

今年度、落札制限を一部拡大するなどの制度改正も行ったが、現時点で本市の入札契約制度に大きな問題点はないと考える。  
しかし、入札制度の不断の見直しは大切であり、国や県の動向も注視して、制度の検証を続けるとともに、適時・適切に対応していくことが重要であると考えます。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p><b>1 工事・委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等</b></p> <p>○ 昨年に比べ、入札参加者や応札者のなかった入札不調や応札者の全てが最低制限価格未満で失格となった不落件数が増加しているが、この状態をどのように考えているか。</p> <p>○ 一次下請負契約における社会保険の加入促進対策について、対策前の昨年度は加入していない業者があったのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札不調については、民間需要や他機関工事が多い状況が続いており、業者が限られた技術者の中で施工可能な工事を取捨選択している結果だと推察される。不落についても、同様の影響を受けたものと考えられる。なお、予定価格や最低制限価格は国や石川県の制度に準拠し、適切に行っている。今後も引き続き状況を注視していきたい。</li> <li>昨年度は数件加入していない事例が見受けられたが、今年度は現在までの調査において加入していない業者はいなかったため、改善がみられていると考えている。</li> </ul>
<p><b>2 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</b></p> <p><b>石引1丁目地内ガス管及び配水管改良工事（その1）並びに下水道取付管改築更生工事（16工区）及び（16-1工区）</b></p> <p>○ 6社が応札したうち3社が辞退しているが、辞退の原因をどう考えているか。</p> <p><b>金沢市立森山町小学校校舎改築工事（建築工事その2）</b></p> <p>○ 総合評価方式の評価値について、入札価格はどのように換算されているのか。 また、本件は入札価格が最も安く、技術評価が最も高い業者が順当に落札しているが、逆に、入札額が高いにも関わらず技術評価点が高いことにより落札者となっている事例はあるのか。</p> <p><b>鳴和町（1）地内ガス管布設工事</b></p> <p>○ 本件同様に開発行為による住宅開発に際して同種の管工事を行う場合、同規模の土地であれば金額は本工事と同程度となるのか。</p> <p><b>金沢美術工芸大学建設工事基本設計業務委託</b></p> <p>○ プロポーザル方式により選定したのが市外業者だが、市内業者が参加できる余地はあったのか。</p> <p><b>光が丘住宅63棟リニューアル工事（建築工事）実施設計業務委託</b></p> <p>○ 入札結果を見ると、指名業者のランクによって入札額や予定価格近傍と最低制限価格近傍のそれぞれ両極端に分かれる結果となっているが、どのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各社により事情は異なると思うが、現在、新幹線の工事や県・民間などで土木工事が多く発注されていることから、配置できる技術者が不足している場合がある。また、本工事の特徴として、民地への引き込み管の更新工事を伴うことから、各需要家に対する断水・断ガス等の工事説明や日程調整が必要となり、他の発注工事との比較から敬遠される傾向があるのではないかと推察している。</li> <li>業者から提出された資料に基づいて採点した技術評価点を入札価格で除した数値が評価値となる。 低入札価格調査制度を適用している総合評価方式では、調査基準価格を下回った場合、通常加算される基礎点が加算されない仕組みとなっている。 技術評価点で逆転して落札した事例は実際にあり、総合評価方式の機能は果たしていると考えている。</li> <li>工事金額については、案件ごとの状況により異なる。</li> <li>市内業者も参加できる要件であり、事実、参加業者には市内業者も含まれている。結果として、プロポーザルの審査過程で評価が選定業者に及ばなかったものである。</li> <li>指名競争入札における業者選定にあたっては、本年度の指名回数や手持ち業務の有無、地域性を勘案するほか、同種業務受注実績も踏まえて行っている。最低制限価格に集中しているのは、別棟で受注実績を有する業者の受注意欲が高まったことによるものと推察している。</li> </ul>